

個人情報開示時の手数料徴収について

当社は、個人情報保護法第三十条に定められた「第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示」を行う場合、本人への文書は、必要に応じて「簡易書留」または「特定記録」にて送付のため、実費相当額の手数料500円を徴収させていただきます。尚、手数料500円のお支払い方法につきましては下記をご参照の程お願い致します。

記

●郵便局定額小為替

お近くの郵便局にて定額小為替500円分をご購入頂きます。この場合の手数料はお客様の負担になります。返信封筒へ同封願います。

●銀行振込

千葉興業銀行 館山支店 (普通) 3668031 株式会社ビジネスコンピュータ宛てお振込みいただきたくお願いいたします。この場合の手数料はお客様のご負担になります。なお、「ご利用明細書」を返信封筒へ同封願います。

以 上